

# 整形外科医政協議会規約

(名称)

第1条 本会は、整形外科医政協議会（以下「整医協」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の本部事務所は、東京都台東区に置く。

(組織)

第3条 本会は、第4条の目的に賛同する日本臨床整形外科学会（以下「JCOA」という。）会員をA会員とし、JCOA会員以外であってもこの趣旨に賛同するものをB会員として組織する。

(目的)

第4条 本会は、会員の緊密な連携のもとにその力を集結し、整形外科医療の質の向上を目指す理念に基づき、日本のより良い医療政策の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、診療報酬等に関する必要な活動を行う。

(役員)

第6条 本会本部に次の本部役員および地区役員を置く。

(1) 本部役員

委員長	1人	副委員長	若干名
幹事	若干名	執行委員	若干名
会計責任者	1人	会計責任者職務代行者	1人
会計監事	2人		

(2) 地区役員

地区執行委員	若干名	各県支部長	1人
各県副支部長	各県若干名		

(委員長)

第7条 委員長は、執行委員が推薦（自薦を含む。）した会員を執行委員会の承認を経て選出する。

執行委員以外の会員が委員長に選出された場合、選出後執行委員とする。

2 委員長は、本会を代表し、業務を総理する。

(副委員長)

第8条 副委員長は、会員の中から委員長が委嘱する。

委嘱された副委員長が、執行委員以外の場合、委嘱後執行委員とする。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(執行委員)

第9条 執行委員は、JCOAの役員、議長、副議長とする。

- 2 執行委員は、各県代表者又はその他委員長が適当と認める会員の中から、執行委員会の承認を経て委員長が委嘱することができる。
- 3 執行委員は、本会の業務を掌理する。

(幹事)

第10条 幹事は、執行委員その他委員長が適当と認める会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

- 2 幹事は、委員長を補佐し、本会の業務の処理にあたる。

(地区執行委員)

第11条 地区執行委員は、JCOA理事、地区代表者およびその他委員長が適当と認める会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

- 2 地区執行委員は、JCOA会則に定める各「地区」に1名ずつ指名する。
- 3 地区執行委員は、本部役員および所属地区の支部長と協力し、本会の業務の処理にあたる。

(各県支部長)

第12条 各県支部長は、会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

- 2 各県支部長は、各県に1名ずつ指名する。
- 3 各県支部長は、本整医協の活動方針を受け、地区執行委員、各県副支部長およびJCOA会員と協力し業務を行う。

(各県副支部長)

第13条 各県副支部長は、会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

- 2 各県副支部長は、各県支部長を補佐し所属する地区で活動を行う。
- 3 副支部長は、支部長およびJCOA会員と協力し所属する地区での医政活動を行う。

(会計責任者および会計責任者職務代行者)

第14条 会計責任者および会計責任者職務代行者は、会員又はその他委員長が適当と認めた者の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

- 2 会計責任者は、整医協の経理を担当し、政治資金規制法に定める報告書を作成す

る。

3 会計責任者職務代行者は、会計責任者の職務を代行する。

4 会計責任者及び会計責任者職務代行者は、別に定める公印を使用するものとする。

#### (会計監事)

第 15 条 会計監事は、会員の中から執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

2 会計監事は、本会の経理を監査する。

#### (参与)

第 16 条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、委員長が委嘱する。

3 参与は、執行委員会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員任期)

第 17 条 本会の役員および参与の任期は、JCOA 役員任期に関する規定の例による。

#### (会議)

第 18 条 本会の会議は、執行委員会とする。

2 執行委員会は、本部役員をもって構成し、委員長が召集してその議長となる。

ただし、任期最初の執行委員会は、JCOA 理事長たる執行委員が召集し、委員長選出まで議長となる。

3 執行委員会には、必要な場合、地区役員を参加させることができる。

#### (執行委員会の任務)

第 19 条 次に掲げる事項については、執行委員会の承認を経なければならない。

ただし、緊急を要する場合には、委員長、副委員長及び幹事の議決をもってこれに代えることができる。

(1) 事業計画

(2) 予算・決算に関すること

(3) その他本協議会の活動に重要な事項

#### (経費)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入金をもって充当する。

2 本会の会計年度は、JCOA の会計年度に関する規定の例による。ただし、政治資金規正法に規定する報告書に関しては、同法の定めるところによる。

3 会費の額および納入方法等については、別に定める。

#### (規約の改正)

第 21 条 この規約の改正については、執行委員会の承認を経なければならない。

(細則等)

第 22 条 この規約の施行に関する必要事項は、この規約に特別に定めのあるものを除くほか、別に定める。

(事務)

第 23 条 本会は、事務局を設け、事務を処理せしめることができる。

附則 この規約は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規約は、平成 15 年 3 月 23 日から施行する。

附則 この規約は、平成 17 年 8 月 28 日から施行する。

附則 この規約は、平成 18 年 4 月 23 日から施行する。

附則 この規約は、平成 18 年 6 月 18 日から施行する。

附則 この規約は、平成 18 年 6 月 19 日から施行する。

附則 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日  
整形外科医政協議会  
委員長 藤野 圭司

## 整形外科医政協議会規約施行細則

(会員の獲得)

第1条 役員は、医政の重要性に鑑み、会員の獲得に努力しなくてはならない。

(会員資格)

第2条 会員は、所定の申込書により、会費を添えて委員長に申し込まなければならない。

(会費)

第3条 本会の会員は、次に定める会費を納めなければならない。

A 会員 年額一口2万円 「1口以上をお願いします」

B 会員 年額一口3千円 「1口以上をお願いします」

2 会員は所定の方法により、会費を本部に納入する。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(改正)

第4条 この施行細則は、執行委員会の承認を経なければ変更することができない。

2 前項の議決は、規約第18条の規定を準用する。

附則 1 この施行細則は、平成14年12月1日から施行する。

(会費徴収の特例)

この会則に基づく初回の会費徴収指定日は平成15年1月31日とする。

(会計の特例)

平成14年12月1日から、平成15年3月31日までの間の予算の執行は、JCOA役員会の議決を経て、委員長が行うものとする。

## 整形外科医政協議会公印管理要領

(趣旨)

第1条 整形外科医政協議会規約第14条第4項による公印の保管・使用その他公印の管理については、この要領の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印とは、「公印登録簿」(別表)に定めるものをいう。

(公印の管理)

第3条 公印は、会計責任者(会計責任者職務代行者)が管理する。

(公印の取扱い)

第4条 公印は、常に堅ろうな容器に納めて施錠し、前条の規定による会計責任者が、保管、使用その他の責めに任じなければならない。

(公印の使用)

第5条 次の各号に該当する場合で、押印する必要がある場合は、公印を使用することができる。

- ① 官公庁に提出の書類
- ② 他団体に公式の文書を発送する場合
- ③ 領収書、振込依頼等経理関係書類
- ④ その他

2 公印を要する決済文書の起案は、別紙様式に定める起案用紙を用い、当該欄に所要の事項を記入又は登録し、委員長の決済を受けるものとする。

3 公印を使用した場合は、押印したことが分かる写し等を保存するものとする。

附則 この管理要領は、平成14年12月1日から施行する。

附則 この管理要領は、平成19年8月26日から施行する。